【編集・発行】　政策推進課政策推進グループ

あびら地域公共交通だより

～ 地域公共交通計画（素案）の概要をお知らせし、
皆さんのご意見を募集します～

令和４年４月５日発行

第３号

■ はじめに

安平町における上位・関連計画を踏まえ、第２期計画にあたる「安平町地域公共交通計画」（計画期間：令和４年度～令和８年度）の策定作業を行っています。

このたび素案に対するご意見を募集し、５～６月頃の計画策定完了を目指して進めていきます。

既存の鉄道・バス・ハイヤーなどの更なる有効機能、守るだけでなく、まちづくりとも連携した乗ること自体に価値を感じる取り組み等を通じ、持続可能で発展的な移動サービスの確保を目指し、住みよい環境づくりを目指していく考えです。

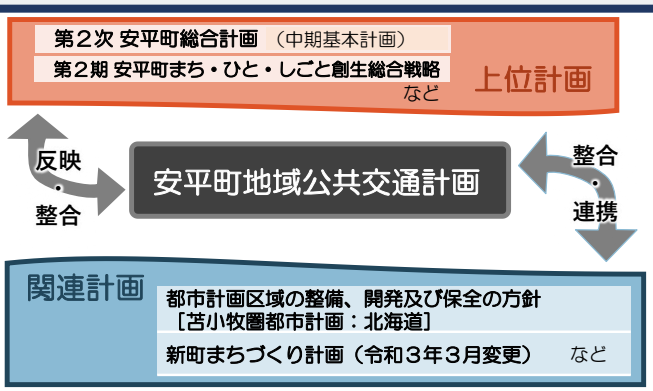

■ 現状と第１期計画（安平町地域公共交通網形成計画 H29-R3）の取り組み

現状

・少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者数が経年的に減少
・移動の不便な方への支援を改めて検討し、持続可能で発展的な地域社会の構築につなげる必要がある
・守るだけでは残らない、比較的恵まれている鉄道等の移動資源を活かす効果的な取組が急務

範囲・役割	事業者等	路線・運行区間・利用実績等	
地域内外の移動	北海道旅客鉄道	室蘭線（維持困難線区）、石勝線	毎年減少
都市間移動	あつまバス	苫小牧線、千歳線、早来線、沼ノ端線	漸減傾向
町内の地区間移動	循環バス	町内４地区を循環	R1をピークに減少傾向
小地域の移動	デマンドバス	自宅⇔停留所（早来と追分の２エリア）	H30をピークに減少傾向
自由度の高い移動	追分ハイヤー	町内等（運転手欠員で早来は空白状態）	１台当たりの利用減少
その他特定の移動	通園バス、小・中スクールバス、追分高校通学バス、福祉バス（行事用バス）等		

これまでの取り組み　交通体系の再編と役割分担、そして利用促進を中心に様々な取組みを行ってきました。

基本方針	達成度評価指標項目	達成度	主な取り組み内容
①地域内循環系統の効率化	バス（地域内循環系統）の利用者数の増加	○	・R1～循環バスの新規運行（せいこドームバスと町内循環線の統合）により再編前に比べて利用者数が増加 ・H30～追分駅での特急停車本数の増
	ＪＲ駅利用者数の増加	×	
②デマンド交通の効果的運行	デマンドバス登録者数の増加	○	・H29～あびらチャンネルCM放映（乗り方紹介、MONETアプリ紹介等） ・朝の接続改善、登録や予約の対応拡充
	デマンドバス利用者数の増加	×	
③利用促進策の検討	時刻表・路線図・あびらチャンネル等による情報発信の増加	○	・H30～総合時刻表の毎年全戸配布 ・H30～町民ノーマイカー運動「室蘭線で行こう！うまかまつり」の実施 ・R1～共通回数乗車券の導入（プレミアム付き鉄道等町内交通で使える券）
	町民や関係機関の参画による公共交通検討機会の増加	○	
④町民協働による意識醸成	安平町の免許返納者数の増加	○	・H29～町職員ノーマイカー運動 ・R1～運転免許自主返納者支援事業 ・R1～老人クラブやサロン等説明訪問 ・R2～室蘭線の旅モデルプラン・助成金 ・町内団体による駅美化活動
	町民協働の公共交通意識の醸成に係る取組みの増加	○	
	公共交通の利用頻度の向上	×	

■ 安平町における地域公共交通の現状・問題点

社会要請

SDGｓの推進
- 環境負荷の低減

観光

観光振興・交流
- 災害や新型コロナウイルス感染症により激減

人口

人口減少・少子高齢化
- 令和４年２月末現在、7,342人の人口に対して、65歳以上の割合は37.8%
- 令和12年の推計人口は6,235人（国立社会保障・人口問題研究所推計値）
- 今後も移住・定住を促進

鉄道

平成28年比で全体では約40%が減少している現状
- 安平町の公共交通の軸として歴史ある鉄道の維持を基本　・室蘭線(岩見沢～沼ノ端間)が維持困難
- 鉄道の維持・確保に向けた更なる利用促進と接続性の明確化

あつまバス

事業の維持が困難
- 平成28年比で全体の約16%が減少
- 利用減で国の地域間幹線補助が一部カット

鉄道や循環バスとの接続性への配慮
- ダイヤや運用としての接続の配慮は出来る限り実施している（無線使用や時間融通）
- 鉄道の遅れ等により実際の接続が良くない場合がある

循環バス

きめ細かいサービスの提供
- 利用者が減少に転じており、自宅や目的地がバス停から遠い、冬は接続までの時間が短いなど、乗車目的等の再確認ときめ細やかなサービス改善が求められている
- 各地区の集客点にバス停が設置されており、人の４地区間輸送を実施している

デマンドバス

予約システムの活用方策の検討
- MONETスマホ予約アプリを適用しているが、利用促進が進んでいない

運行体制の困難さ
- 安全コストの増嵩、運転手が高齢化など、維持していくことが難しい状況

ハイヤー

住民ニーズと経営事情等のかい離
- 求人を出してもニーズに合った人手が集まらず、早来市街地内での近距離利用に対応できる体制が構築できない
- １台あたりの利用が減少している
- 長距離利用を優先しており、近距離利用の事前予約には原則対応できない

アンケート結果

75歳以上の免許保有率は約49%
- 75歳以上の高齢者の移動手段の確保が必要
- 高齢になっても運転を辞めない、辞められない意識が高い

75歳以上は外出の際に移動に困っている
- 約３割が「公共交通は時間が合わない」
- ２割強が「家族や知人に頼るしかない」

選択と集中による公共交通サービスの拡充
- ニーズに合わせて時間や曜日運行を検討し、強弱のある運行形態を望んでいる

デマンドバスは利用する前の不満感がある
- 登録方法、予約方法、予約のタイミングなど、特に利用者になる前段階のネガティブイメージが強い

ワークショップ結果

鉄道と他の公共交通との接続性が分からない
循環バスとデマンドバスの違いが分からない
- あつまバスなどの乗継時間が分からない
- 循環バスがどこを走っているか分からない
- 存在も役割分担も認知浸透していない

利用促進の取り組みをもっと進めて欲しい
- 乗り方講座や広報紙等による説明の改善
- 自分たちで試乗体験会を企画したい

循環バスの改善
- 自由乗降（手上げで乗降できる）区間を拡充してほしい
- バスでモノを運べると生産者の輪の広がりと道の駅や物産館の販売促進につながる

■ 地域公共交通の課題

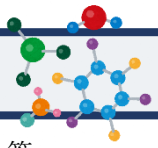

① **鉄道の利用を進める方策の検討**　・・・町単独のみならず沿線市町や交通事業者間での取組の進化 等
② **あつまバスの維持による鉄道の補完**　・・・連携および接続の強化、利用促進や生産性の向上 等
③ **きめ細かなサービスの拡充による循環バス利用者の確保**　・・・多様で変化する住民ニーズへの柔軟対応 等
④ **デマンドバスの運用改善**　・・・交通体系全体の最適化を念頭に置いたサービスの改善 等
⑤ **人手不足に対応したデマンドバスとハイヤーの曜日や時間帯別の運用検討**　・・・業務改善や人材確保 等
⑥ **運行情報の見える化等、ICT技術の活用による安心感と利便性の向上**　・・・急速に進むデジタル化対応 等
⑦ **ニーズに対応した移動しやすい環境づくり**　・・・物心両面の対策、福祉輸送と公共交通の狭間への着目 等
⑧ **環境への配慮、交流・振興**　・・・単なる移動手段に留まらない生活交通の延長としての存在価値の向上 等
⑨ **インフラとして質の高いサービス提供とクルマから公共交通への意識改革**　・・・認知度向上、誘導策 等

■ 基本理念と基本方針

【基本理念を構成する要素】
- 町民の足・町外からのアクセスとして欠かすことのできない鉄路
- 町内の移動支援として維持してきたハイヤーやデマンドバス運行
- 既存資源の活用による移動手段の確保
- 低炭素でＩＣＴ技術を活用した将来的にも活躍できる持続可能な地域公共交通の維持・確保

安平町の輸送手段については、左記に掲げた守り育てる要素があり、これらの効果的な連動を図るための基本理念を以下のように設定しました。なお、基本理念は将来に向けた姿勢であり、計画期間満了後も含めて基本的に変わらないものと考えます。

●基本理念

歴史ある鉄路の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用して、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す

総合計画等の上位計画や関連計画のまちづくり計画との連携

▼基本方針

移動目的に合わせた適切な公共交通の維持・改善とICT技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な地域公共交通の実現

【基本方針の考え方】
- これからの５年間はデジタル技術の更なる発展により、ＭａａＳ（マース）（公共交通やそれ以外のサービスが一括して利用できる概念）やバスロケーションシステム（走行車両の位置情報を知ることができる機能）などが定着していくと考えられます。
- 環境負荷低減や観光振興が国を挙げて推進され、持続可能な発展が必須になることが想定されます。

■ 現在の公共交通体系と目指す公共交通像

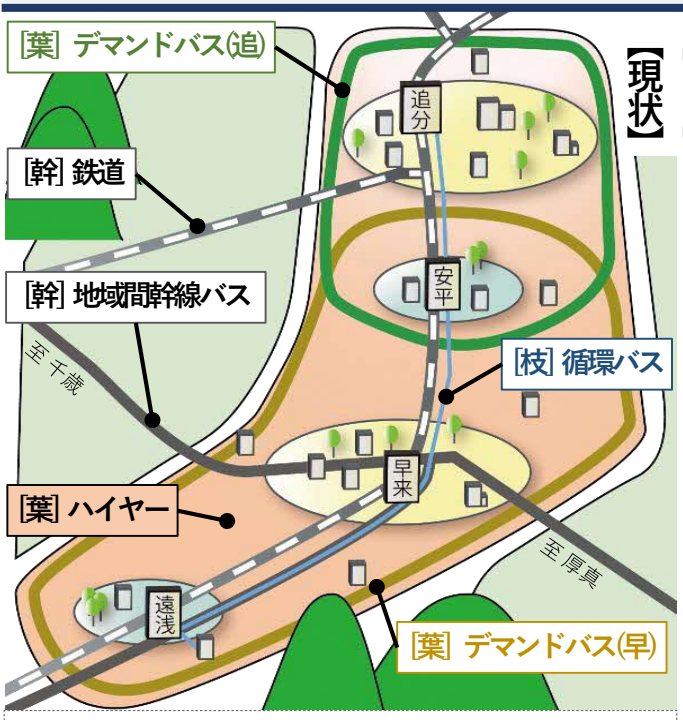

第１期計画が目指し実現してきた将来像については、第２期計画においても基本的に変更はありません。

しかしながら、将来的には、循環バス・デマンドバス・ハイヤーは一体的に捉え※、これまでの機能分担を超えた「人の生活を中心に置いた最適化」を選択肢の一つとして検討していきます。（例：朝から昼過ぎまでのコアタイムはハイヤーと循環バスで、量が落ちる休日・夜間は予約制デマンドバスで等）また、「人の移動」のみならず「モノやサービスの移動」を含めて検討していきます。

交通モード	基本目標
鉄道（室蘭線、石勝線） あつまバス(苫小牧線、千歳線等)	幹：幹線の利用促進と維持改善
循環バス ↙将来的には一体的に ※	枝：きめ細かい支線の機能強化
デマンドバス、ハイヤー等	葉：自由度の高い町内交通の高度化
共通：横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化	

【現状】
- **鉄道と地域間幹線バスが都市間を結ぶが維持困難**
- **循環バスが鉄道の合間を縫って４地区を結んでいる**
- **デマンドバスが２つの乗車エリアで分かれている**
- **ハイヤーが町内全域をカバーするが運転手が欠員**

交通体系の再編 役割分担の明確化 → **輸送資源の総動員 責任と参画意識** へと深化・進化

優先すべき施策（上位２つ）

時間や曜日など需要に合わせて便数調整の検討　48.1％

運賃負担を軽減する取組の検討　38.7％

（アンケート結果より　n=486）

通院・買い物先に到着する時間

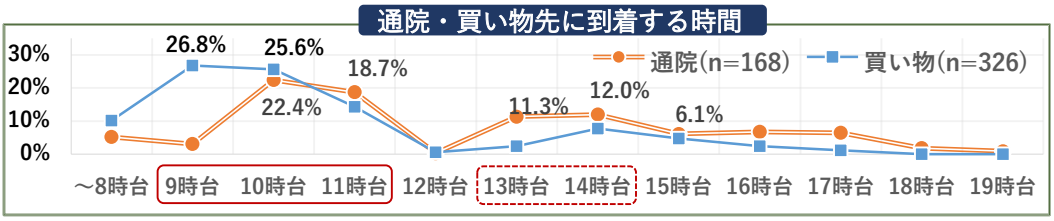

■ 施策のイメージ　（実施段階で更なる検討を行いますので確約するものではありません）

鉄道やバスが活きる環境づくり

【施策メニュー】
- 鉄道・路線バスの接続性や使い方の普及推進のための総合時刻表や乗り方ガイド等の利活用、追高通学バスから列車通学定期券補助への転換、入院医療機関へのアクセス確保　他

【私たちへの影響】
- **鉄道のあるまち・暮らし**
- **都市機能を享受できる移動環境の確保**

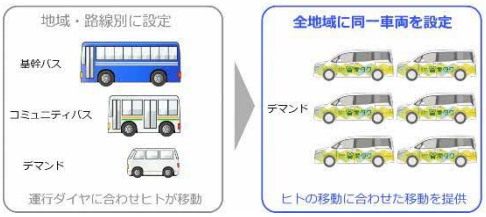

人の移動に合わせた移動手段の提供例

【施策メニュー】
- 循環バスの自由乗降区間の拡充
- 生活関連施設（公共施設・医療施設・商業施設等）の立地状況に対応した見直し
- 貨客混載輸送の検討
- 曜日・時間の強弱、路線の短絡化と接続など、ニーズ量に応じた運行検討　他

【私たちへの影響】
- **自宅や目的地と近い乗降環境になり利便性が向上**
- **地域経済の基礎となる移動の確保…商業施設等の維持に貢献**

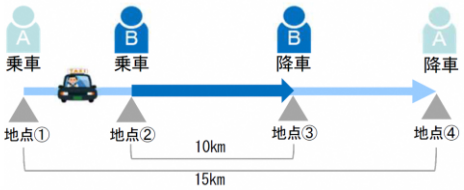

【地点①～④のタクシー運賃が 5,000 円の場合】

Ａの運賃 ： 3,000 円（5,000 円×15km/25km）

Ｂの運賃 ： 2,000 円（5,000 円×10km/25km）

相乗りタクシー制のイメージ

- デマンドバスの運行エリアや便の運行方向性（自宅 ⇄ 停留所）の限定見直し
- デマンドバス利用者登録の郵送・オンライン対応やMONETスマホ予約サービスの有効活用
- 町民運賃補助の継続と定額ハイヤー導入検討
- ダイレクトメール送付等の承諾を前提とした観光者や町民親族への運賃助成制度の検討
- 相乗りタクシー制の導入検討
- 兼業運転手や地域おこし協力隊等の活用、２種免許資格取得助成による人材確保検討　他

【私たちへの影響】
- **高齢者は通院や買い物に行きやすくなる**
- **子どもは教育活動に参加しやすくなる**
- **支える人材と乗客の獲得による自由度の高い移動の確保（移動のセーフティーネット構築）**

ＩＣＴ技術による輸送手段の連携イメージ

【施策メニュー】
- MaaSの検討促進（オープンデータ化によるGoogleMap等での時刻検索の実現、バスロケーションシステムや電子掲示板の導入、ポイントあびらとの連携等の検討）
- 乗ること自体も目的となる移動手段の検討（小型電動車やレンタサイクル、馬車等）
- 町民協働の買い物や試乗体験のツアー企画、スマホ教室の開催　他

【私たちへの影響】
- **ICT技術を活用した便利にお得に利用できるサービスで、公共交通がより身近になる**
- **高齢者等を支えるスマホ教室、紙媒体による情報提供で安心**

■ パブリックコメント（意見公募）について

今号では、計画素案の概要をご紹介しました。今後は、皆さんからいただいたご意見を踏まえ、地域の公共交通のあり方について協議を行う「安平町地域公共交通協議会」等において、さらなる検討や整理を経て成案、計画策定へと作業を進めていきます。

◆ 安平町地域公共交通計画の素案全文及び詳細な意見募集要項は、安平町ホームページで閲覧できます。郵送も可能ですので、ご希望の方は担当課までご連絡ください。

担当課　政策推進課 政策推進グループ（安平町地域公共交通協議会事務局）
〒059-1501　安平町早来大町95番地 安平町役場総合庁舎
電話：22-2751　FAX：22-2026
電子メール：kikaku@town.abira.lg.jp

◆ 意見の提出方法および場所は、担当課への持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出してください。ご意見を正確に把握するため、住所・名前・連絡先を必ず記載してください。お電話での意見受け付けはいたしません。

◆ 意見募集の期限は、令和４年４月25日（月）17時15分までとします。
意見集約後、寄せられたご意見とその対応や考え方については、町ホームページ等で公表します。